

名古屋市公報

平成18年 9月21日号

第675号

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
発行所 名古屋市役所
電話 [052] 972-2246
編集兼 名古屋市総務局
発行人 行政システム部法制課長

目次	ページ
条 例	
○ 名古屋市総合リハビリテーションセンター条例等の一部を改正する条例 (健福・総務課) (第64号)	4
規 則	
○ 名古屋市障害者医療費助成条例施行細則の一部を改正する規則 (健福・総務課) (第151号)	6
○ 名古屋市契約規則の一部を改正する規則 (財政・監理課) (第152号)	8
告 示	
○ 結核予防法による指定医療機関の辞退 (健福・健康増進課) (第407号)	9
○ 結核予防法による指定医療機関の指定 (健福・健康増進課) (第408号)	10
○ 名古屋農業振興地域整備計画変更について (緑土・農政課) (第409号)	12
教 育 委 員 会 告 示	
○ 教育委員会臨時会の開催について (第25号)	13
上 下 水 道 局 告 示	
○ 公共下水道の供用及び下水の処理の開始 (第14号)	14
監 査 公 表	
○ 平成18年監査公表 (第10号)	18
公 告	
○ 公告 (農業委員会農地部会の開催) (農業委員会)	72

条 例 の あ ら ま し

- 名古屋市総合リハビリテーションセンター条例等の一部を改正する条例
(第64号)

1 改正内容

入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）の一部改正及び保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成18年厚生労働省告示第498号）の制定に伴い、規定の整理を行います。

2 施行期日等

- (1) 平成18年10月1日から施行します。
- (2) この条例による改定後の使用料は、平成18年10月1日以後の診療について適用し、同年9月30日以前の診療については、改定前の使用料を適用します。

規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市障害者医療費助成条例施行細則の一部を改正する規則(第151号)

1 改正内容

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）による児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の改正に伴い、住所地特例の対象となる施設を変更します。（第3条の4関係）

2 施行期日等

- (1) 平成18年10月1日から施行します。
- (2) 共同生活援助を行う住居等について、住所地特例の対象施設とする経過措置等を定めます。

○ 名古屋市契約規則の一部を改正する規則（第 152 号）

1 改正内容

本市契約における談合等不正行為に対して発注者として厳正に対処する姿勢を示し、より一層の抑止効果を発揮するため、契約書にあらかじめ約定する賠償金を、契約金額の10%から20%に引き上げるものです。

2 施行期日

平成18年10月1日から施行します。

名古屋市総合リハビリテーションセンター条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 9月12日

名古屋市長 松 原 武 久

名古屋市条例第64号

名古屋市総合リハビリテーションセンター条例等の一部を改正する条例

(名古屋市総合リハビリテーションセンター条例の一部改正)

第 1条 名古屋市総合リハビリテーションセンター条例（平成元年名古屋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第 5条第 1項第 2号ア(ア)中「入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準」を「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」に改め、同号ア(ウ)中「選定療養及び特定療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成14年厚生労働省告示第88号）第 8号」を「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成18年厚生労働省告示第 498号）第10号」に改める。

(名古屋市保護施設条例の一部改正)

第 2条 名古屋市保護施設条例（昭和38年名古屋市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第 2条第 2項第 1号ア(ア)中「入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準」を「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」に改め、同号ア(イ)中「選定療養及び特定療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成14年厚生労働省告示第88号）第 8号」を「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成18年厚生労働省告示第 498号）第10号」に改める。

（名古屋市立病院条例の一部改正）

第 3条 名古屋市立病院条例（平成 3年名古屋市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第 4条第 1項第 1号ア中「入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準」を「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」に改め、同号オ中「選定療養及び特定療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成14年厚生労働省告示第88号）第 8号」を「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成18年厚生労働省告示第 498号）第10号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成18年10月 1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の各条例の規定は、施行日以後の診療に係る使用料について適用し、施行日前の診療に係る使用料については、なお従前の例による。

名古屋市障害者医療費助成条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 9月14日

名古屋市長 松 原 武 久

名古屋市規則第 151号

名古屋市障害者医療費助成条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市障害者医療費助成条例施行細則（昭和48年名古屋市規則第99号）の一部を次のように改正する。

第 3条の 4第 2号中「第 7条」を「第 7条第 1項」に改め、同条第 3号中「第 5条第16項」を「第 5条第12項」に、「共同生活援助を行う住居」を「障害者支援施設又は同条第 1項の厚生労働省令で定める施設」に改め、同条第 4号を削り、同条第 5号中「知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の24第 1項に規定する知的障害者更生施設等（同法第21条の 8に規定する知的障害者通勤寮を除く。）又は」を削り、同号を同条第 4号とし、同条第 6号を同条第 5号とし、同条第 7号を同条第 6号とする。

附 則

- 1 この規則は、平成18年10月 1日から施行する。
- 2 障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）附則第41条第 1項又は第58条

第 1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第41条第 1項に規定する身体障害者更生援護施設又は同法附則第58条第 1項に規定する知的障害者援護施設（同法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第21条の 8に規定する知的障害者通勤寮を除く。）は、障害者支援施設とみなして、この規則による改正後の名古屋市障害者医療費助成条例施行細則（以下「新規則」という。）第 3条の 4の規定を適用する。

- 3 当分の間、新規則第 3条の 4第 3号中「又は同条第 1項の厚生労働省令で定める施設」とあるのは「、同条第 1項の厚生労働省令で定める施設又は同条第10項に規定する共同生活介護若しくは同条第16項に規定する共同生活援助を行う住居」とする。

名古屋市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 9 月15日

名古屋市長 松 原 武 久

名古屋市規則第152号

名古屋市契約規則の一部を改正する規則

名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第46条の2第1項中「100分の10」を「100分の20」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成18年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市契約規則の規定は、施行日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、施行日前に公告その他の契約の申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例による。

名古屋市告示第 407号

結核予防法による指定医療機関の辞退

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第 4項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退しました。

平成18年 9月13日

名古屋市長 松 原 武 久

名称	所在地	辞退年月日
すぎやま内科	名古屋市千種区池下一丁目11番10号	平成18年 7月19日
佐藤薬局	名古屋市中村区西米野町 1丁目88番地	平成18年 5月22日
中央薬局	名古屋市中区千代田五丁目23番48号	平成18年 8月20日
レインボー薬局 当 知店	名古屋市港区小碓二丁目 275番地の 1	平成18年 4月23日
中川整形外科	名古屋市港区川間町 1丁目 162番地	平成18年 6月30日
星ヶ丘さんクリニック	名古屋市名東区名東本町 169番地	平成18年 6月30日

名古屋市健康福祉局健康部健康増進課

名古屋市告示第 408号

結核予防法による指定医療機関の指定

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第 1項の規定により、同法による医療を担当する機関として、次のとおり指定しました。

平成18年 9月13日

名古屋市長 松 原 武 久

名称	所在地	指定年月日
すぎやま内科	名古屋市千種区覚王山通 8丁目70番地の1	平成18年 7月20日
生協わかばの里診療所	名古屋市北區城東町 5丁目 114番地	平成18年 6月12日
くりきクリニック	名古屋市北區中味鏡三丁目 402番地の 1	平成18年 6月29日
ひらい内科クリニック	名古屋市北區山田四丁目 1番52号	平成18年 7月19日
きむらクリニック	名古屋市北區大曾根三丁目 6番 3号	平成18年 8月15日
なごみ薬局 小田井店	名古屋市西區貴生町 236番地の 1	平成18年 6月 1日
フラワー薬局 太閤店	名古屋市中村區太閤三丁目 7番 3号	平成18年 6月 7日
佐藤薬局	名古屋市中村區西米野町 1丁目88番地	平成18年 7月 7日
矢場町薬局	名古屋市中區栄五丁目18番16号	平成18年 8月 1日

菊薬局	名古屋市中区千代田四丁目 4番 3号	平成18年 8月11日
いわた整形・外科・ 内科クリニック	名古屋市昭和区藤成通 6丁目12番地	平成18年 7月10日
レインボー薬局 当 知店	名古屋市港区小碓二丁目 179番地	平成18年 4月24日
医療法人中川整形外 科	名古屋市港区川間町 1丁目 162番地	平成18年 6月30日
前田薬局	名古屋市南区白水町10番地	平成18年 8月17日
ベル薬局	名古屋市緑区潮見が丘一丁目61番地	平成18年 6月14日
アイセイ薬局 神の 倉店	名古屋市緑区鳴海町字神の倉 3番地の 3109	平成18年 6月14日
清水山整形外科クリ ニック	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字又八山 31番地の74	平成18年 7月 7日
あさい薬局 浦里店	名古屋市緑区浦里三丁目 161番地	平成18年 8月10日
ばん内科クリニック	名古屋市天白区池場三丁目 517番地	平成18年 6月 5日

名古屋市健康福祉局健康部健康増進課

名古屋市告示第 409号

名古屋農業振興地域整備計画変更について

名古屋農業振興地域整備計画を変更しましたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第 4項において準用する同法第12条第 1項の規定により公告します。

また、当該変更後の農業振興地域整備計画書は、同法第13条第 4項において準用する同法第12条第 2項の規定により、下記の場所に備え置いて縦覧に供します。

平成18年 9月13日

名古屋市長 松 原 武 久

変更後の農業振興地域整備計画書の縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局農政課

（名古屋市役所西庁舎 5階）

名古屋市緑政土木局農政課

名古屋市教育委員会告示第25号

教育委員会臨時会の開催について

平成18年 9月19日午後 2時00分教育委員会室において教育委員会臨時会を開催し、次の議件を付議します。

平成18年 9月12日

名古屋市教育委員会委員長 青 木 一

委員長の選挙について

委員長職務代理者の指定について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市上下水道局告示第14号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、平成18年9月15日から2週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課及び関係の名古屋市上下水道局経営本部営業部営業所において一般の縦覧に供する。

平成18年9月14日

名古屋市上下水道局長 山 田 雅 雄

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日
平成18年10月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う終末処理場の位置及び名称

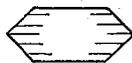
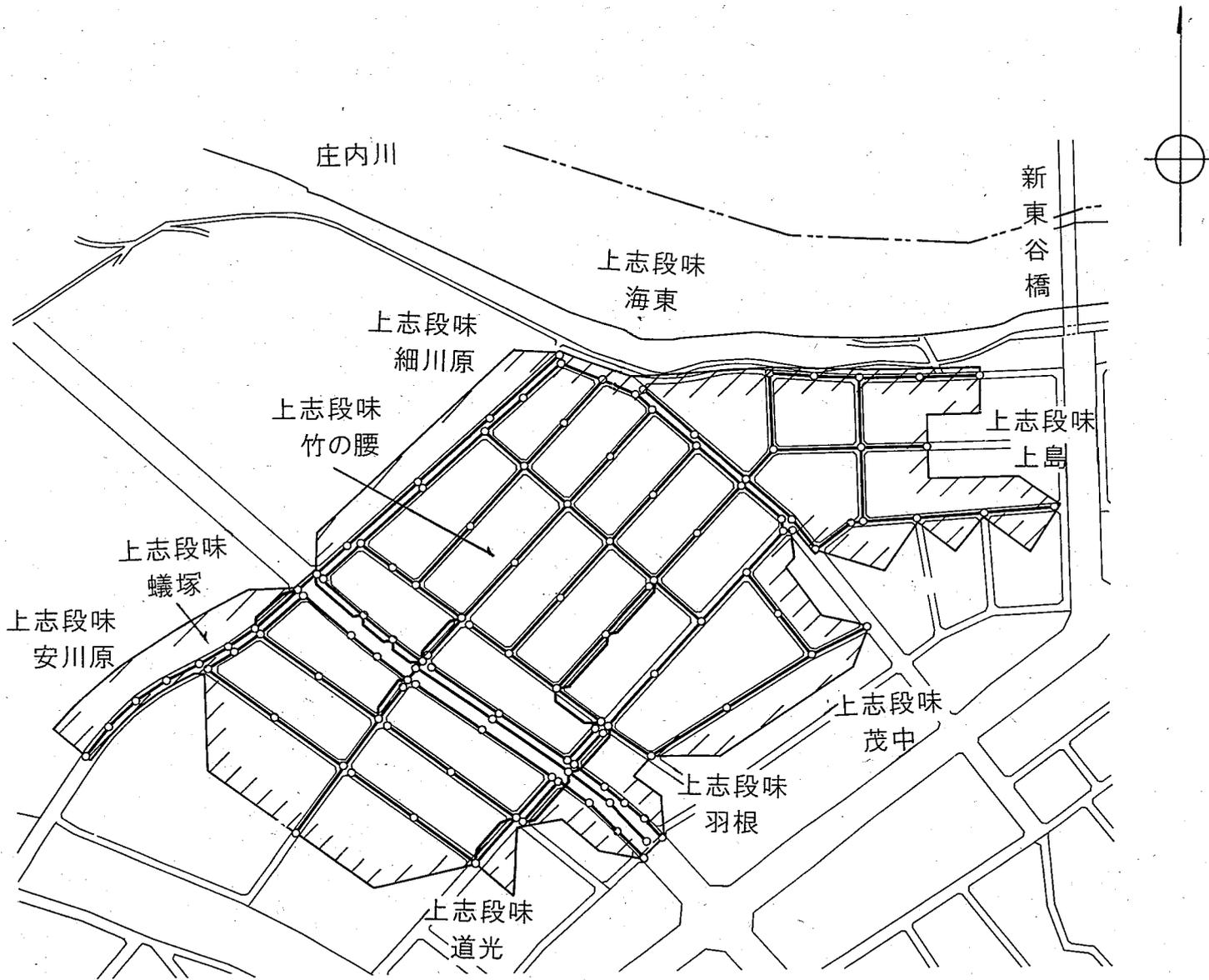
公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				終末処理場の位置及び名称
区名	町名	字・丁目	摘要	
守山区	上志段味	蟻塚 安川原 大矢 海東 上島 竹の腰 所下 道光 羽根 東山 細川原 茂中 山の田	一部	北区米が瀬町 名古屋市上下水道局守山 下水処理場
	下志段味	上野山 釦当先 石米 作り道 長戸 長根 東新田 横堤	〃	

- 3 供用を開始する排水施設の位置
別添図面のとおり
- 4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

合流式	
分流式	守山区

排水施設の位置図

守山区（分流式） No. 1



供用開始区域



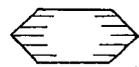
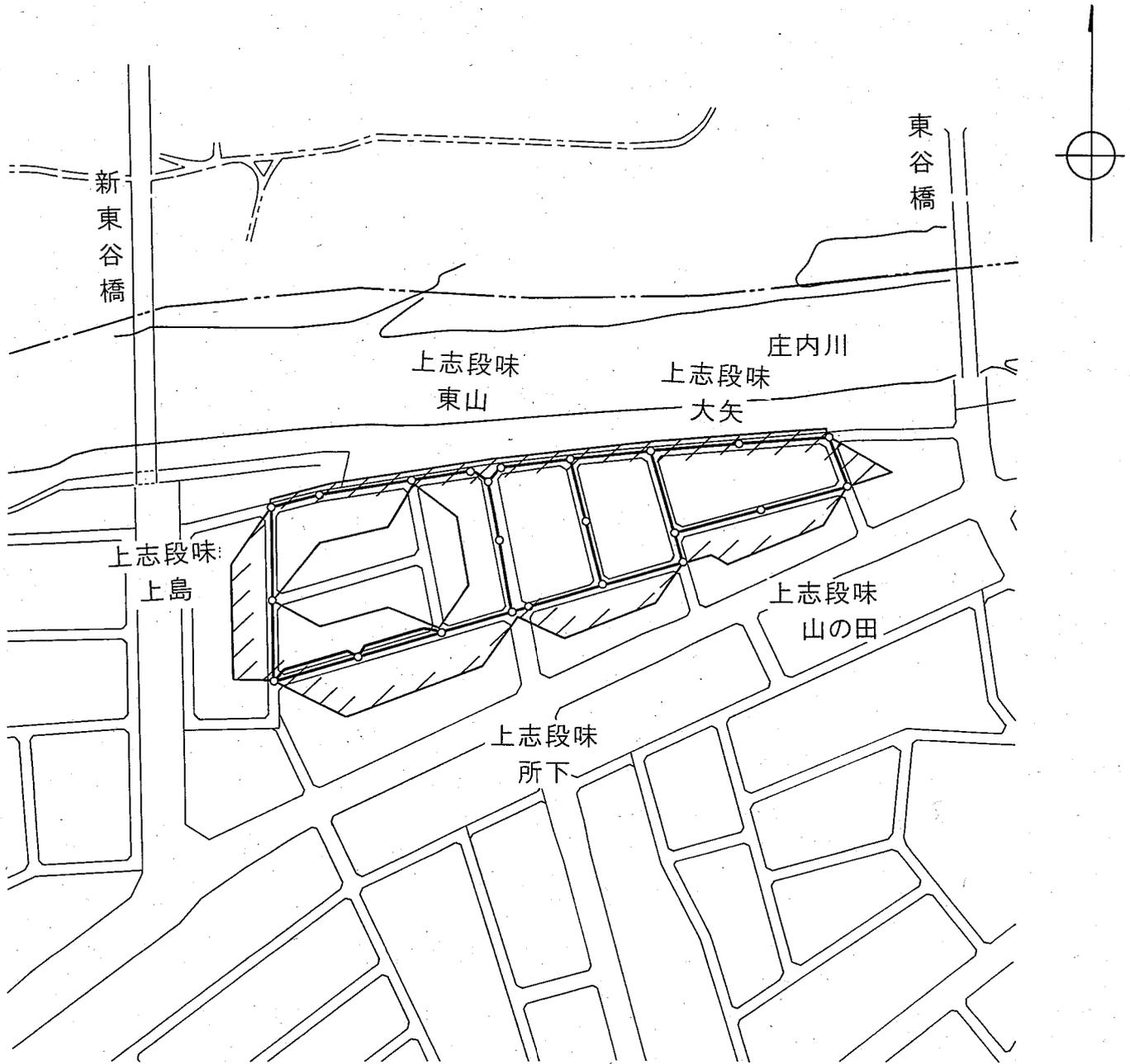
供用及び処理を開始する下水道



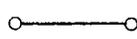
市界

排水施設の位置図

守山区（分流式） No. 2



供用開始区域



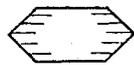
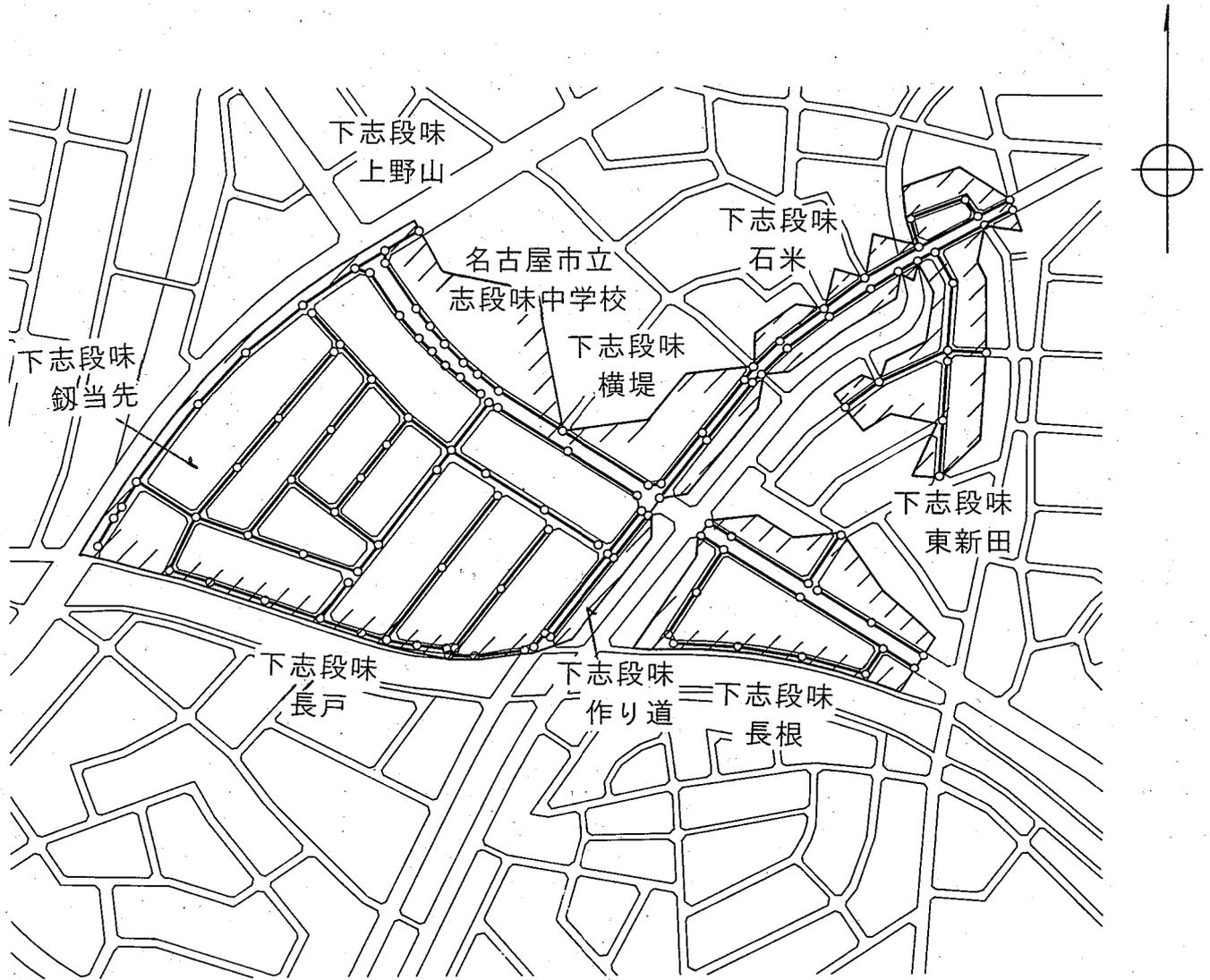
供用及び処理を開始する下水道



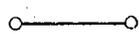
市界

排水施設の位置図

守山区（分流式） No. 3



供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

平成18年監査公表第10号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき、健康福祉局、教育委員会事務局、区役所、財政局、交通局及び市民経済局並びに同条第7項の規定に基づき、財団法人名古屋市体育協会、財団法人名古屋市千種母子福祉協会、株式会社愛知スイミング、株式会社サンアメニティ、シンコースポーツ株式会社及び株式会社JPNの監査を実施したので、同条第9項及び第10項の規定により、監査の結果に関する報告を公表します。

平成18年9月14日

名古屋市監査委員	小	島	七	郎
同	田	中	里	佳
同	加	藤	雄	也
同	本	田	俊	一郎

- 1 監 査 種 別 定期監査及び行政監査
- 2 監 査 対 象 健康福祉局 病院事業本部
- 3 監 査 期 間 平成18年4月5日から
平成18年8月4日まで
- 4 監 査 結 果

第1 監査の対象及び範囲

今回の監査は、健康福祉局所管の事務のうち、病院事業に係る事務について、次表の課公所を対象として実施した。

区 分	部	監 査 実 施 課 公 所 名
健康福祉局	病院事業本部	病院管理課・病院経理課・東市民病院・守山
	病院管理部	市民病院・城西病院・城北病院・緑市民病院

監査は、これらの課公所で処理している事務のうち、主として平成17年度に執行された収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに重点項目として委託契約に関する事務について、関係帳票及び証書類等を調査し、必要な事項については実地検査を行った。

第2 監査結果の概要

1 概況

監査の結果、一部に注意、検討又は改善を要する事例が見受けられた。今後の事務執行に当たっては、これらの点に留意するとともに、改善を要するものについては、その措置を講じられたい。

なお、指摘事項等について措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

2 指摘事項の要点

(1) 収入事務及び支出事務

診療報酬等請求事務について注意すべきものなど4項目

(2) 契約事務

レントゲンフィルム等の処分及び売却契約について検討すべきものなど4項目

(3) 財産管理事務

駐車場使用料の回収等について検討すべきものなど2項目

(4) 行政運営事務

手術件数の院内掲示について注意すべきものなど2項目

3 意見

(1) 病院事業の経営改善について

(2) 栄養食事指導の充実について

第3 指 摘 事 項

1 収入事務及び支出事務

今回の監査では、収入事務及び支出事務は適正に行われているか等について調査した。

(1) 診療報酬等請求事務について注意すべきもの

病院窓口における個人負担分医療費等の徴収事務及び審査・支払機関に対する診療報酬等の請求事務については業者に委託しているが、次のような事例が見受けられたので注意されたい。

ア 診療内容を電算入力する際に、薬剤や診療材料の種類や数量を誤って入力したため、薬剤料及び点滴注射料等が過請求又は請求不足となっているもの

イ 1歳未満の乳幼児に対して精密持続点滴注射を行った場合に算定できる精密持続点滴注射加算について、電算入力漏れにより請求不足となっているもの

ウ 細菌薬剤感受性検査が実施されたが、電算入力が漏れたため検査料が請求不足となっているもの

エ 委託業者に提出した看護ケアシートに記入漏れがあったため、検査料が請求不足となっているもの

オ 入院患者に朝食を提供したが、入院時食事療養費が請求不足となっているもの

(2) 審査・支払機関から返戻された診療報酬明細書の処理について改善すべきもの

審査・支払機関に提出した診療報酬明細書のうち、記載内容に不備等があるとして返戻されたものについては、必要事項を補正した上で原則として翌月の請求時に再提出している。しかし、医師による補正が遅れているなどの理由により、再提出すべき診療報酬明細書を6か月以上も処理していない事例が少なからず見受けられた。返戻された診療報酬明細書を早期に再提出できるように病院内の体制を改善されたい。

(3) 滞納医療費に係る事務について改善すべきもの

個人負担分医療費の滞納に係る事務については、「滞納金事務処理取扱要綱」に基づき処理することとされており、一定期間入金のないものについては未収金整理カードを作成し、調定後2か月後の月末に督促状を送付することなどが定められている。

しかし、東市民病院では未収金整理カードを作成しておらず、督促等の事務を行っていなかった。また、守山市民病院及び城北病院では督促状を定められた時期に送付していないなどの事例が見受けられた。

滞納医療費に係る事務の管理・指導體制を改善し、適切な執行を確保されたい。

(4) 研修旅費の支給について注意すべきもの

学会等への参加に係る旅行については、旅行終了後に確定払により研修旅費を支給しているが、旅行中止の確認を行わずに研修旅費の支給手続を行い、かつ、その戻入処理が大幅に遅れている事例が見受けられたので注意されたい。

2 契約事務

今回の監査では、委託契約に重点をおいて、契約の締結、履行及び検査は適正に行われているか等について調査した。

(1) レントゲンフィルム等の処分及び売却契約について検討すべきもの

各病院では、レントゲンフィルム等の処分を委託により行っている。また、レントゲンフィルム等には銀が含有されているため、処分の過程で回収された銀を処分業者に売却している。

各病院で同様の業務を委託しているにもかかわらず、契約金額算定方法に差異が見受けられ、銀の売却額からレントゲンフィルム等の処分費用を差し引いた金額が大きく異なっていた。一括契約を含め、契約方法の統一を検討されたい。

(2) 再委託届等について注意又は検討すべきもの

各種委託契約では、仕様書において、委託業者が業務を再委託する場合には、承認を得ることとされている。しかし、承認を行っていない事例及び承認を口頭で行っている事例が見受けられた。

業務が再委託されているかどうかの確認を行うよう注意するとともに、承認は書面により行うべきであるので、再委託届の提出について仕様書に明記するよう検討されたい。

(3) 医学的検査業務委託契約について注意すべきもの

委託の頻度が高い医学的検査については、5病院分を一括して単価契約を締結している。この一括契約の対象となる検査について、別の業者に契約単価よりも高い単価で検査を委託している事例が見受けられたので注意されたい。

(4) 契約方法について注意すべきもの

物品購入や委託契約において、履行可能な者が複数存在するにもかかわらず、その性質や目的が競争入札に適さないものとして随意契約を行っている事例が見受けられたので、競争入札により契約を行うよう注意されたい。

3 財産管理事務

今回の監査では、資産は有効に活用されているか、物品の管理は適正に行われているか等について調査した。

(1) 駐車場使用料の回収等について検討すべきもの

一部の病院では駐車場管理システムを導入しており、患者以外の駐車場利用者から使用料を徴収している。精算機に投入された使用料の回収や釣銭の補充は、定期的に行っている。この事務について調査した結果、次のとおりであった。

ア 使用料の1回の回収額が多額となっている事例が見受けられたので、回収頻度の見直しを検討されたい。

イ 精算機内の釣銭の保管金額が払出実績に比べて多額となっている事例が見受けられたので、適正な金額とするよう検討されたい。

ウ 使用料の回収実績等を、機械から打ち出されたレシートによってのみ管理している事例が見受けられたので、回収状況等が明確に把握できるよう台帳等による管理を検討されたい。

(2) 行政財産の目的外使用許可について注意すべきもの

各病院では、売店等を設置しようとする者からの申請に対し、行政財産の

目的外使用許可を行っているが、許可範囲を超えて使用されている事例が見受けられたので、使用許可に係る管理を適切に行うよう注意されたい。

4 行政運営事務

今回の監査では、事務処理は能率的、効率的に行われているか、事務の執行は法令等に従って適正に行われているか等について調査した。

(1) 手術件数の院内掲示について注意すべきもの

厚生労働省通知により、一部の手術については、前年の1月から12月までの手術件数を、手術の区分ごとに院内に掲示することが定められている。しかし、前々年の件数が掲示されたままになっている事例が見受けられたので、速やかに更新を行うよう注意されたい。

(2) タクシー利用に係る事務について注意すべきもの

病院の職員がタクシーを利用する場合の事務手続は「健康福祉局市立病院タクシー利用規程」等に定めがあるが、次のような事例が見受けられたので注意されたい。

- ア 管理課長が行うべき利用報告の確認を事務担当者が行っているもの
- イ タクシーを利用した出張の際に、出張命令を行っていないもの
- ウ 使用しなかったタクシー乗車券（以下「チケット」という。）を返納していないもの
- エ 有効期間である1か月を超えてチケットを使用しているもの
- オ 返納されたチケットを明確に無効とする処理を行っていないもの

第4 意見

1 病院事業の経営改善について

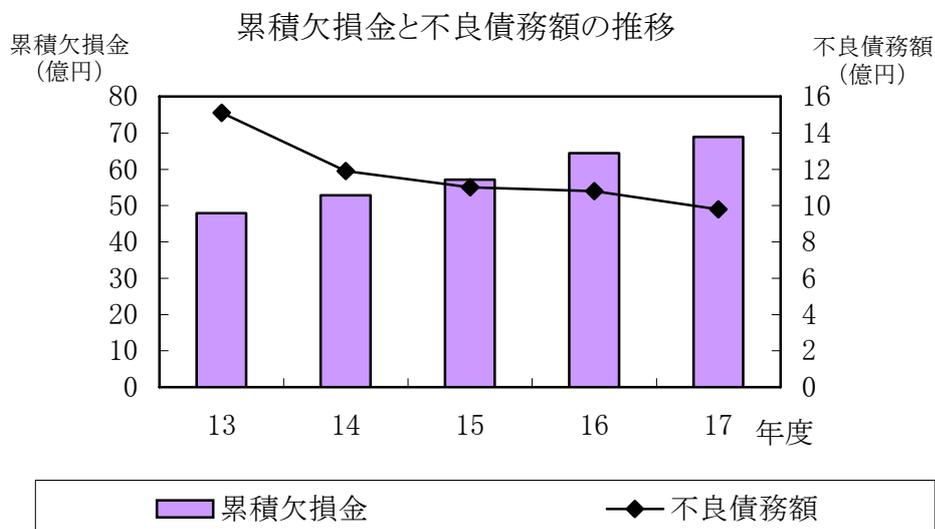
本市の病院事業においては、平成14年度以降赤字決算が続き、不良債務を抱えるなど厳しい経営状況にある一方、医療技術の進歩や疾病構造の変化に伴って高度化・多様化する市民の医療ニーズに的確に対応することが求められている。

こうした状況の下で、効率的かつ質の高い医療が提供可能な体制整備を図るため、平成15年12月に「市立病院整備基本計画」を策定し、西部医療センター中央病院（仮称）の整備などを進めているところである。

この計画の推進には多額の設備投資が必要であり、また、現在の医療を取巻く社会状況を考慮すると、従来の経営の在り方では病院経営はますます厳しくなると予測され、経営改善が急務となっている。そのため、当局においては、平成18年3月に「名古屋市立病院中期経営プラン」を策定し、病院経営の健全化に向けたアクションプランに取り組んでいくこととしている。

しかしながら、今回の監査における診療報酬請求の返戻処理や滞納医療費に係る指摘にもあるように、職員の経営改善への意識は、いまだ十分であるとは言えない状況にある。

今後、職員一人ひとりの経営改善意識の高揚に努め、一丸となってアクションプランに取り組むことにより、患者サービスの向上と安定した経営基盤の確立に努められたい。



2 栄養食事指導の充実について

各市立病院では、疾病の治療や予防のため栄養食事指導を実施している。

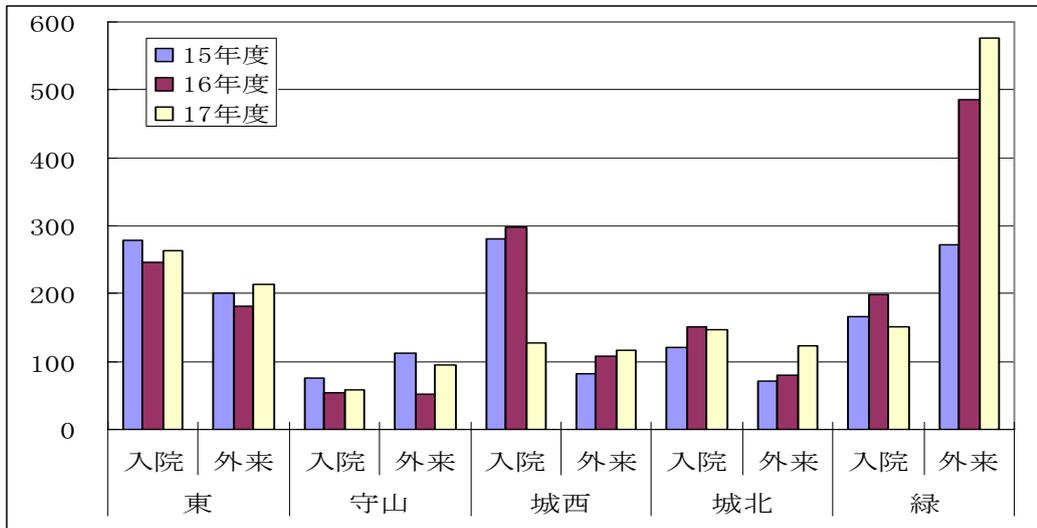
東市民病院では、平成15年度に日本医療機能評価機構の審査を受けた際、栄養食事指導の実施回数がやや少ないと指摘を受けている。

栄養食事指導のうち、診療報酬の対象となるものについて、平成15年度から17年度までの指導件数を調査したところ、下図のように緑市民病院の外来については顕著な改善が見られるが、他の病院においては大きな改善は見られていない。

平成18年度の診療報酬の改定では、小児食物アレルギー食が指導対象に追加されたところでもあり、適切な情報提供による医療の質の向上等の観点から、積極的な栄養食事指導の実施に努められたい。

栄養食事指導の実施状況（診療報酬の対象となるもの）

単位：件



(注) 上記のほか、乳児健診時の栄養指導など、診療報酬の対象とならない栄養食事指導も実施されている。

- 1 監 査 種 別 定期監査及び行政監査
- 2 監 査 対 象 教育委員会事務局
生涯学習部
図書館
博物館
美術館
科学館
区役所
区民生活部生涯学習センター
財政局
契約部（教育委員会事務局関連事務に限る。）
- 3 監 査 期 間 平成18年 4月 7日から
平成18年 8月 4日まで
- 4 監 査 結 果

第1 監査の対象及び範囲

今回の監査は、教育委員会事務局、区役所及び財政局を対象として、次表の課室公所について実施した。

区 分	監 査 実 施 対 象	
教育委員会事務局	生涯学習部	生涯学習課、スポーツ振興課、文化財保護室、 生涯学習推進センター、女性会館、 見晴台考古資料館
	図書館	鶴舞中央、山田、南陽及び志段味図書館
	博物館（蓬左文庫及び秀吉清正記念館を含む。）	
	美術館	
	科学館	
区 役 所	区民生活部	中及び港生涯学習センター
財 政 局	契約部	工事契約課（教育委員会事務局関連事務に限る。）

監査は、これらの課室公所で処理している事務のうち、主として平成17年度に執行された収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに重点項目として委託契約に関する事務について、関係帳票及び証書類等を調査し、必要な事項については実地検査を行った。

第2 監査結果の概要

1 概 況

監査の結果、一部に注意又は検討を要する事例が見受けられた。今後の事務執行に当たっては、これらの点に留意するとともに、改善を要するものについては、その措置を講じられたい。

なお、指摘事項等について措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

2 指摘事項の要点

(1) 収入事務

回収済回数券の廃棄について検討すべきものなど5項目

(2) 契約事務

金入設計書について注意すべきものなど2項目

(3) 財産管理事務

郵便切手等の購入について注意すべきものなど6項目

(4) 行政運営事務

未返却図書を亡失とみなす場合の事務について検討すべきものなど2項目

3 意見

高齢者人口の増加に伴う生涯学習の推進について

第3 指摘事項

1 収入事務

今回の監査では、収入事務が適正に行われているかについて調査した。

(1) 回収済回数券の廃棄について検討すべきもの

図書館等の施設では、駐車場使用料の回数券の取扱いについて、使用され回収した回数券は、その枚数を精算機のデータと確認後、適切な方法で廃棄することとしている。

この事務について調査した結果、回収済回数券に消印等をしないまま鍵をかけずに保管し廃棄していない等の事例が見受けられたので、所管課において、適切な廃棄の方法を検討されたい。

(2) 施設使用料の還付事務について注意すべきもの

生涯学習センター条例及び同規則では、教育委員会が認めるときは施設使用料（以下「使用料」という。）の還付を行うとしており、地方自治法施行令ではその還付資金（以下「資金」という。）を前渡することができる」と規定している。

この事務について調査した結果、その全額を金融機関で保管していたため窓口での資金がなく、その日に納入された使用料を資金として使用する等しており、後日金融機関から当該金額を払い出している事例が見受けられた。

収納金を資金として使用するの適切な会計処理ではないため、必要な資金はあらかじめ金融機関から払い出して保管しておくよう注意されたい。

(3) 主催講座の受講料還付事務について注意すべきもの

生涯学習センターでは、主催講座を開設している。その受講料の還付については教育委員会が講座等受講料還付要綱（以下「要綱」という。）を定めており、還付事由に該当する場合、受講料の還付を受けようとする者が受講辞退・受講料還付申請書（以下「申請書」という。）を提出することで、受講料の全部又は一部を還付するとしている。

この事務について調査した結果、申請書が提出されていないため、還付事由に該当するか判断できないまま還付している事例が見受けられたので注意されたい。

(4) 施設の減免申請事務について注意すべきもの

教育委員会が所管している施設の利用については、各施設の条例及び規則に基づき使用申込書（以下「申込書」という。）を提出し、使用の許可と同時に料金を支払うこととしている。また、使用料の減免を受けようとする者は、減免申請理由等を記載した使用料減免申請書を申込書に添えて提出することとしている。

この事務について調査した結果、以下のような事例が見受けられたので注意されたい。

ア 減免申請書に減免申請理由の記載がなかったもの

イ 減免申請書と申込書の記載内容が一致していなかったもの

(5) 行政財産の目的外使用に係る光熱費等について注意すべきもの

行政財産の目的外使用について、公有財産規則では、使用物件に伴う電話、電気、ガス、水道等の諸設備の利用に必要な経費を使用者に負担させることとしている。

この事務について調査した結果、使用許可していない部分の電気料金の一部を使用者に負担させている事例が見受けられたので注意されたい。

2 契約事務

今回の監査では、委託契約に重点をおいて、契約の締結、履行及び検査は適切に行われているか等について関係書類を調査した。

(1) 金入設計書について注意すべきもの

情報あんしん条例施行規程では、紙決裁の場合、添付文書中に秘密とすべき文書があるときは、当該文書を封筒に入れて封かんし封筒にその旨を朱書きすると定めている。

また、機密漏えいの防止を図るため、金入設計書については課長等の決裁終了後封筒に入れ、名古屋市封のシールを貼付することにより封かんしなければならないとしている。

この事務について調査した結果、随意契約において金入設計書を作成した場合に、金入設計書を封筒に入れていないもの又は封かんしていないものが多数見受けられたので、金入設計書の取扱いについて徹底するよう注意されたい。

(2) その他契約に係る事務について注意すべきもの

- ア 30万円を超える契約について、特段の理由なく複数の相手方から見積書を徴取していなかったもの、請書を提出させていなかったもの
- イ 仕様書において提出を求めている業務責任者届などの書類が提出されていなかったもの
- ウ 仕様書において実施することとされている空調設備点検業務について一部記載がない報告書により検査確認を行っていたもの

3 財産管理事務

今回の監査では、公有財産の管理が適正に行われているか等について調査した。

(1) 郵便切手等の購入について注意すべきもの

教育委員会の公所では、郵便切手やカード乗車券（ユリカ）（以下「郵便切手等」という。）を購入しているが、年度当初において年間使用枚数を上回る残高を保有しているにもかかわらず、さらに購入している事例が見受けられた。

多額の金券類を保管することによる危険を回避し、かつ予算の効率的執行を図る観点から、郵便切手等は必要最小限の枚数を購入するよう注意されたい。

(2) 備品の受け入れ事務について注意すべきもの

会計規則（以下「規則」という。）では、備品の受け入れは、物品管理者（以下「管理者」という。）が物品受入通知書（以下「通知書」という。）により物品出納員（以下「出納員」という。）に受入通知（以下「通知」という。）をし、出納員はその通知に基づき関係書類と照合の上、備品出納簿に登載しなければならないと規定している。

この事務について調査した結果、通知書による通知をしておらず、備品出納簿への登載もしていない事例が見受けられたので、規則に基づいて事務手続をするよう注意されたい。

(3) 備品の貸付け事務について注意すべきもの

規則では、備品を貸し付けする場合は、管理者が出納員に対し払出通知（以下「通知」という。）をし、出納員はその通知に基づき貸付けを受ける者から預り証を徴しなければならないと規定している。

この事務について調査した結果、通知に基づき貸付けを受ける者から預り証を徴していない事例が見受けられたので、規則に基づいて事務手続をするよう

注意されたい。

(4) 薬品の管理事務について注意すべきもの

規則では、薬品及びその他の危険品（以下「薬品」という。）の受け入れは、管理者が通知書により出納員に通知をし、出納員はその通知に基づき関係書類と照合の上、消耗品出納簿に登載しなければならないと規定している。

科学館において、この事務について調査した結果、親子を対象にした実験講座で使用した薬品の受け払いをしていない事例が見受けられたので、学校における理科薬品等（毒物及び劇薬等）の適正な管理（本市教育委員会事務局通知）に準じて、薬品の受け払いをするよう注意されたい。

(5) 特別展の開催について注意すべきもの

博物館が民間団体等（以下「団体」という。）と共同で行う特別展は、団体との間で協約書を締結し、共催団体が組織する実行委員会が運営している。

この事務について調査した結果、協約書では、実行委員会は博物館施設の使用許可及び使用料減免申請を行うと定めていたが、申請が行われていなかったもので注意されたい。

(6) 有償刊行物の売払い事務について注意すべきもの

規則では、有償刊行物（以下「刊行物」という。）の受け入れは、管理者が通知書により出納員に通知をし、出納員はその通知に基づき関係書類と照合の上、消耗品出納簿に登載しなければならないと規定している。

また、市収入役からの通知では、刊行物の売払いは消耗品出納簿から金券類等出納簿へ払い出した後、金券類等出納簿に登載して整理するものとしている。

この事務について調査した結果、消耗品出納簿に登載せず、直接金券類等出納簿に登載している事例や、消耗品出納簿のみで整理している事例が見受けられたので注意されたい。

4 行政運営事務

今回の監査では、事務処理が能率的、効率的に行われているか、事務の執行が法令等に従って適正に行われているか、指定管理者に係る事務が適正に行われているか等について調査した。

(1) 未返却図書を亡失とみなす場合の事務について検討すべきもの

女性会館では、図書資料室を運営しており、主として女性問題に関する図書・資料を収集し、館外貸出を行っている。貸出図書のうち未返却のものについては、「名古屋市女性会館図書資料室運営基準」、「女性会館図書資料室貸出図書未返却者に対する督促事務手続」（以下「基準等」という。）に基づいて催促を行っている。

この事務について調査した結果、基準等で亡失とみなす場合（以下「みなし亡失」という。）の催促の回数や期間を定めておらず、みなし亡失の手続を執っていないため、長期間に渡って貸出状態が続いている事例が見受けられた。みなし亡失とする場合の催促の回数等を定めるよう検討されたい。

(2) みなし亡失の決定をした場合の事務について注意又は検討すべきもの

図書館館則施行要綱では、貸出期間を経過しても貸出図書を返納しない者に対して返納を催促し、3回目の返納催促をしても返納がないときには、その図書を利用者が亡失したものとみなして弁償金を決定し、通知することとしている。この通知後1か月を経過しても弁償金を支払わない者に対しては、電話又は文書での催促を行い、その記録を残すこととしているが、催促の記録が残されていないので注意されたい。

また、現状では弁償金の催促をいつまで行うかについての基準がなく、際限なく催促し続けることとなりかねないので、弁償金の催促に係る適切な取扱いについて検討されたい。

第4 意見

高齢者人口の増加に伴う生涯学習の推進について

名古屋市の65歳以上の人口は、平成17年4月現在約39万6600人で、全人口の18%に達している。また、2007年から2010年にかけて定年を迎える多くの「団塊の世代」の高齢化に伴い、高齢者人口は一層増加すると予測される。

こうした状況のもと、平成15年度に実施された市政世論調査において、地域での助けあい、支えあい活動に「進んで活動したい」「機会があれば活動したい」と答えた人の割合が、60歳代で72.6%、70歳以上で54.1%であったという結果が示すように、高齢者の多くは豊富な知識や経験を生かした社会参加を望んでいるものと考えられる。

そして、高齢者人口の増加に伴って社会参加を望む人が増加すると予想されることから、地域に密着した柔軟で幅広い学習機会を提供している生涯学習センターを始めとする社会教育施設においては、さらに活動の場としての機能の充実が重要になると思われる。

教育委員会では、子どもたちが地域の大人と交流したりするトワイライトスクールや、豊富な知識・経験や学習成果を生かしたい市民が登録して活動する教育サポーターネットワーク事業などにおいて、すでに高齢者の能力の活用を図っているところである。

今後の生涯学習の推進においては、「団塊の世代」を始めとした高齢者や地域社会の動向に十分留意し、地域のまちづくり推進事業や高年大学鯉城学園などとの連携を図りつつ、高齢者の豊富な知識や経験を生かした活動の支援に一層努められたい。

- 1 監査種別 定期監査及び行政監査
- 2 監査対象 健康福祉局
 総務課（関連事務に限る。）
 生活福祉部
 高齢福祉部
 介護指導課（関連事務に限る。）
 区役所
 区民福祉部
 民生子ども課（生活保護事務に限る。）
 保険年金課
- 3 監査期間 平成18年4月7日から
 平成18年8月4日まで
- 4 監査結果

第1 監査の対象及び範囲

今回の監査は、健康福祉局の総務課、生活福祉部及び高齢福祉部並びに区役所の区民福祉部を対象として、次表の課公所について実施した。

区分	監査実施課公所名	
健康福祉局	総務課（関連事務に限る。）	
	生活福祉部	保護課、保険年金課、医療福祉課、厚生院、植田寮
	高齢福祉部	介護指導課（関連事務に限る。）
区役所	区民福祉部	民生子ども課（生活保護事務に限る。）（東区、西区、中区、瑞穂区、中川区、南区、緑区、天白区）
		保険年金課（上記8区）

監査は、これらの課公所で処理している事務のうち、主として平成17年度に執行された収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに重点項目として委託契約に関する事務について、関係帳票及び証書類等を調査し、必要な事

項については実地検査を行った。

第2 監査結果の概要

1 概況

監査の結果、一部に注意又は検討を要する事例が見受けられた。今後の事務執行に当たっては、これらの点に留意するとともに、改善を要するものについては、その措置を講じられたい。

なお、指摘事項等について措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

2 指摘事項の要点

(1) 収入事務

国民健康保険料納付状況証明手数料の徴収事務について注意又は検討すべきものなど3項目

(2) 支出事務

国民健康保険食事療養標準負担額減額事務について注意すべきものなど2項目

(3) 契約事務

布おむつ・おむつカバー借入れ及び処理委託契約について検討すべきものなど4項目

(4) 財産管理事務

被保護世帯への入浴券の支給事務について注意すべきものなど2項目

(5) 行政運営事務

国民健康保険料の減免申請事務について検討すべきものなど5項目

3 意見

(1) 生活保護について

(2) 国民健康保険事業について

第3 指摘事項

1 収入事務

今回の監査では、収入事務が適正に行われているかについて調査した。

(1) 国民健康保険料納付状況証明手数料の徴収事務について注意又は検討すべきもの

国民健康保険料納付状況証明を交付する場合、賦課した年度ごとに1件300円の手数料を徴収しており、同一年度に過年度分と現年度分を賦課している場合にはそれらをあわせて1件として算定することとしている。

この事務について調査した結果、同一年度に賦課された過年度分と現年度分の保険料について、それぞれ1件として算定したため、手数料が過大となっている事例が見受けられたので注意されたい。

また、これらの事例は、上記の取扱いが区役所に十分理解されていないことが原因と考えられるので、所管課においては区役所に対する効果的な周知方法について検討されたい。

(2) 生活保護法徴収金等の不納欠損処分について検討すべきもの

生活保護法徴収金等の時効は5年とされており、時効が成立した徴収金等には不納欠損処分を行う必要があるが、一部の区役所では平成16年度以降不納欠損処分を行っていないので、時効が成立した徴収金等については定期的に不納欠損処分を行うよう検討されたい。

(3) 生活保護法徴収金等の徴収事務について注意又は検討すべきもの

生活保護法徴収金等の債務者が亡くなった場合には、原則として相続人が債務を継承するが、相続人が相続を放棄した場合には、当該債権は消滅するため、速やかに不納欠損処分する必要がある。

ア 債務者が死亡した場合に相続人への請求や不納欠損処分等の処理が行われていない事例が見受けられたので注意されたい。

イ 相続人が相続放棄した場合に速やかに不納欠損処分していない事例が見受けられたので注意されたい。また、この場合に、相続放棄したことの確認を口頭により行っていたが、相続放棄の事実を明確に確認するために、裁判所の証明書の写し等を徴取することについて検討されたい。

2 支出事務

今回の監査では、支出事務が適正に行われているかについて調査した。

(1) 国民健康保険食事療養標準負担額減額事務について注意すべきもの

国民健康保険の被保険者が入院中に食事療養を受けた場合は標準負担額として日額780円を負担することとされており、非課税世帯については650円、非課税世帯で入院日数が90日を超える場合には500円に減額される。この減額を受けるには、あらかじめ認定を受け認定証を病院に提示する必要があるが、認定証を提示できなかった場合には後日申請すれば差額が支給される。

この事務について調査した結果、標準負担額を誤って算定したため支給に過不足を生じている事例及び食事療養を受けた期間を誤って算定したため支給に不足を生じている事例が見受けられたので注意されたい。

(2) コピー機に係る支払事務について注意すべきもの

コピー機に係る支払事務について調査した結果、見積書より高い単価で契約するとともに、請書で特別割引をすることとなっていたが割引をしていない請求書に基づいて支払っている事例が見受けられたので注意されたい。

3 契約事務

今回の監査では、委託契約に重点をおいて、契約の締結、履行及び検査は適正に行われているか等について調査した。

(1) 布おむつ・おむつカバー借入れ及び処理委託契約について検討すべきもの

厚生院では、施設で使用するおむつ類の借り入れ及び処理について、指名競争入札により総価契約で業者に委託している。

この事務について調査した結果、支払い方法は1か月ごとに実使用枚数に契約単価を乗じた金額を支払うというものであり、年度末に実使用枚数にあわせて契約金額を変更していた。支払いの方法などから、事実上の単価契約となっているので、実態にあわせて単価契約とするよう検討されたい。

(2) 厚生院設備管理委託契約について検討すべきもの

厚生院では、空調設備の運転管理や防災設備の監視業務、害虫駆除など4種の設備管理委託契約を一括して競争入札により業者に委託している。

この事務について調査した結果、実際の業務は多数の再委託業者が作業を行っており、一部の業務報告書は契約書上の相手方ではない業者から市長あてに提出されていた。契約書には再委託について定められていないので、必要であれば契約書に再委託を認める事項を定めるよう検討されたい。

また、再委託をしている実態から、一括して契約をする必要性に乏しいので、各委託業務を分割して入札を行うことにより入札参加業者の増加を図るなど、経済性・競争性を確保する方策を検討されたい。

(3) プレハブ倉庫賃貸借契約について検討すべきもの

植田寮では、物品倉庫や入所者用の浴室として3棟のプレハブ建物を1年ごとの賃貸借契約で賃借している。

この事務について調査した結果、同一の建物を10年以上継続して契約を行っていた。今後も継続的に使用するのであれば、経済性の観点から、契約方法の見直しなどを検討されたい。

(4) その他契約事務について注意すべきもの

ア 老人保健診療報酬明細書等移送業務契約について、設計価格を上回る予定価格を定めていたもの

イ 厨房内塗装等補修工事契約について、金額の記載のない請書を受理していたもの

ウ 競争入札を行うべき金額の契約を、特別の理由なく随意契約としていたもの

エ 随意契約において、複数のものから見積書を徴取すべきところ、厚生院では、前回指摘を行ったにもかかわらず、1社からしか見積書を徴取していないもの

オ 保険報酬請求業務委託契約について、仕様書には祝日等は業務を要する日と規定されていたが、実際は業務を要さない日としていたもの

4 財産管理事務

今回の監査では、資産は有効に活用されているか、物品の管理は適正に行われているか等について調査した。

(1) 被保護世帯への入浴券の支給事務について注意すべきもの

区役所では、居宅に入浴設備のない被保護世帯に対し、公衆浴場の入浴券を一人あたり月2枚支給している。入浴券は金券類に該当するため、その出納を金券類等出納簿に記載しなければならない。

この事務について調査した結果、金券類等出納簿に受領印がない事例、事後に処理が行われている事例などが見受けられたので注意されたい。

(2) 乗車券の管理について注意すべきもの

乗車券に関する金券類等出納簿を出納のつどではなく、月末に一括で作成している事例が見受けられたので注意されたい。

5 行政運営事務

今回の監査では、事務処理が能率的、効率的に行われているか、事務の執行が法令等に従って適正に行われているか等について調査した。

(1) 国民健康保険料の減免申請事務について検討すべきもの

名古屋市国民健康保険条例に基づく国民健康保険料の減免については、原則として申請月以降を対象に行うとしつつ、特別の理由がある場合については遡及して減免を受けることができるとされている。

この事務について調査した結果、区役所ごとに取扱いが異なっているため、統一的な取扱いをするよう検討されたい。

(2) 入所者からの預り金の査閲について検討すべきもの

厚生院では、厚生院入所者預り金等管理要領に沿って、入所者からの依頼書に基づき、入所者の現金等を預り金として管理している。預り金のうち小口現金は、業務課長が年2回、出納簿と小口現金の現在高を照合することになっている。

この事務について調査した結果、特別養護老人ホームの小口現金の出納簿は入所者ごとに作成されているのみで、小口現金の総額を確認することは困難な状態であった。現金出納簿に総括欄を設けるなど、出納簿と小口現金の現在高との適切な照合方法について検討されたい。

(3) 福祉総合情報システムによる生活保護法徴収金等の管理事務について検討すべきもの

生活保護法徴収金等については、平成16年度分よりシステムにより債権

管理を行っており、督促状や調定繰越管理簿がシステムにより作成されるなど、事務の効率化が図られているが、一部の区役所においては、引き続き手書きにより督促状や調定繰越管理簿を作成している事例が見受けられた。

システムの導入後も従来どおりの手作業で事務を行っては導入効果が十分発現していないことになるので、システムがより一層活用されるよう検討されたい。

(4) 生活保護の葬祭扶助の支給について注意すべきもの

遺留金取扱要領は、被保護者が死亡した場合は職員と立会者が現場確認を行い、遺留金の額などを確認して遺留金品整理簿に登載すると定めている。

遺留金は葬祭費用にあて、それでも、なお葬祭費用が不足する場合には不足分を葬祭扶助として支給している。

この事務について調査した結果、単身の被保護者が死亡した場合に、現場確認をせず、遺留金品整理簿への登載も行わずに葬祭扶助を支給している事例が見受けられたので注意されたい。

(5) 生活保護事務に係る預り金の管理について注意すべきもの

各区の生活保護費等預り金管理要領は、被保護者に生活保護費の返還等を求めるにあたり現金を保管しなければならない場合の必要事項が定められており、現金を保管した場合は、預り金保管台帳に記載しなければならないとされている。

この事務について調査した結果、現金を保管し、指定の口座に預入をしたにもかかわらず、預り金保管台帳に記載をしていない事例が見受けられたので注意されたい。

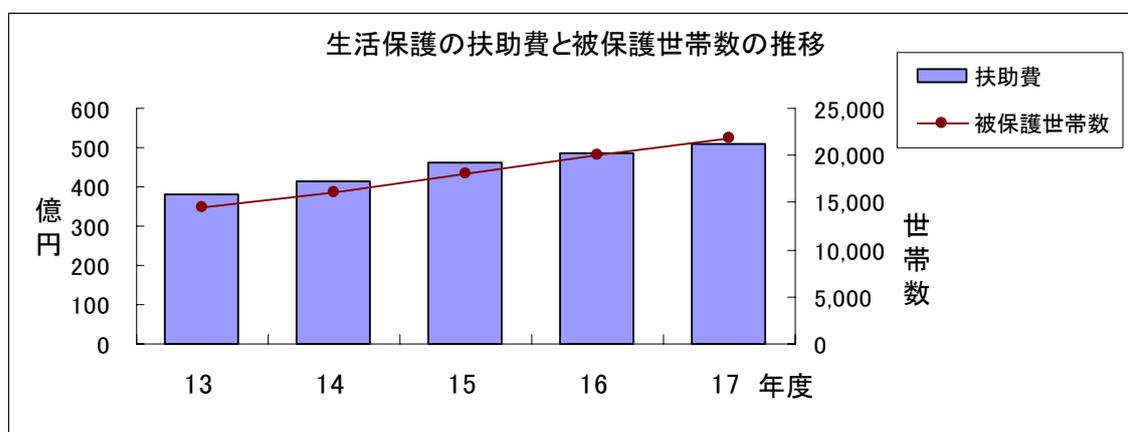
第4 意見

1 生活保護について

近年、雇用状況の悪化や扶養意識の変化などの理由から、生活保護の被保護世帯数が急増し、平成17年度の生活保護の扶助費は、前年度を上回り500億円を超える見込みとなっている。

生活保護の扶助費に関して、健康福祉局では、医療扶助の診療報酬明細を点検して医療費の適正な支出を図ることや、資産状況や収入状況の調査の推進による不正受給の防止等を内容とした「適正実施推進事業」を実施している。また、平成17年度には、被保護者の状況等をふまえて公共職業訓練の受講あっせん等を内容とした個別支援プログラムを策定する「自立支援プログラム推進事業」を2区で試行し、一定の効果を上げている。

生活保護は国の法定受託事務であるため、本市においては、生活保護基準の見直しなど生活保護制度の抜本的な改革について、国に対して要望しているところであるが、当局においては、平成18年度より全区において「自立支援プログラム推進事業」を本格実施するにあたり、前年度の試行結果をふまえ、さらに効果的な事業推進に努められたい。



(注) 17年度は見込

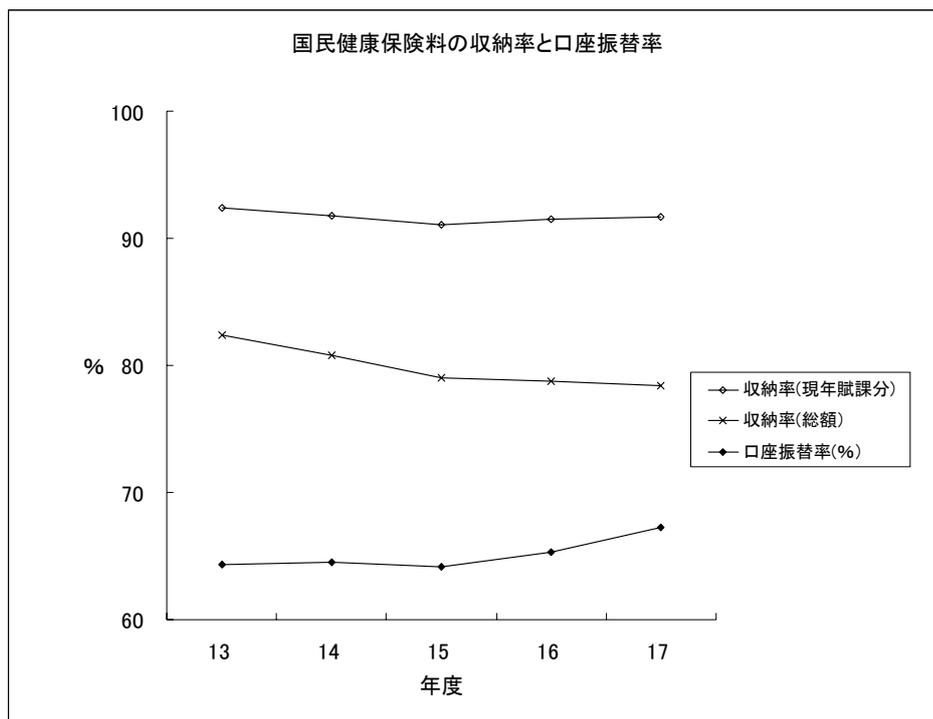
2 国民健康保険事業について

少子高齢化が進行するなか、国民健康保険を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いており、国民健康保険料収入の確保は重要な課題となっている。

本市の国民健康保険料の収納状況をみると、下表のとおり収納率は低下しつつあるが、平成17年度から滞納整理嘱託員を各区に1名配置するなど、収納対策の強化に努めており、平成17年度については若干の回復が見込まれる。

健康福祉局においては、収納方法の拡大にも努力し、平成18年度から保険料のコンビニエンスストアでの納付が可能となったところである。さらに、口座振替の勧奨などと併せて収納率の向上に向けて引き続き努めるとともに、保険料の収納対策をより積極的に行うなど収入の確保に努められたい。

また、1人あたりの保険給付費も増加傾向にあることから、平成22年度を目標年次とする健康プランなごや21の主旨もふまえ、将来的な医療給付の抑制のため、被保険者に対する健康管理や適正受診の普及啓発に努められたい。



年度	13	14	15	16	17
被保険者数 (人)	748,582	771,589	785,198	789,746	793,208
保険給付費 (百万円)	103,573	94,848	107,572	115,539	125,075

(注) 17年度は見込

- 1 監 査 種 別 定期監査（工事監査）及び行政監査
- 2 監 査 対 象 交通局
- 3 監 査 期 間 平成18年4月 4日から
平成18年8月24日まで
- 4 監 査 結 果

第1 監査結果の概要

1 監査の概要

今回の監査では、交通局における平成17年4月1日から平成18年3月31日までに完成した工事及び平成18年3月31日現在施工中の工事720件のうちから抽出した40件、並びに調査・設計及び保守管理委託357件のうちから抽出した7件について、それぞれ工事の設計・積算・施工・検査及び委託業務などが適正に執行されているかどうかについて、書類審査及び現地調査を行った。

監査の結果、一部に注意、検討又は改善を要する事例が見受けられた。今後の事務執行に当たっては、これらの点に留意するとともに、改善を要するものについては、その措置を講じられたい。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

2 指摘事項の要点

(1) 積算について

墨出し、養生、整理清掃の積算に当たり注意すべきものなど4件

(2) その他

作業時間の基準について検討すべきものなど4件

第2 指 摘 事 項

1 積算について

(1) 墨出し、養生、整理清掃の積算に当たり注意すべきもの

「鳴尾営業所耐震改修及びリニューアル工事（建築関係）」始め2件の工事において、墨出し、養生、整理清掃の積算をしていた。建築工事標準単価表では、その施工数量が工事全体で300㎡以上のときと未満のときで単価を分けている。本工事では、全体の施工数量が300㎡以上であるにもかかわらず、誤って各室ごとの施工数量で判断して300㎡未満の単価で積算していたため、その費用が過大となっていた。標準単価表に基づき適正な単価で積算するよう注意されたい。

(2) 搬入搬出の機械器具経費の積算に当たり注意すべきもの

「第2栄変電所主配盤取替工事（設備更新）」において、主配盤等の搬入搬出の機械器具経費を積算していた。電気設備工事積算指針では機械器具経費を労務費に換算して算出するとしており、その労務費換算には搬入搬出の昼夜を問わず、昼間の労務単価を用いることとしている。しかし、夜間の営業時間外に搬入搬出を行うことから、誤って営業時間外の労務単価を用いたため、その費用が過大となっていた。積算指針に基づき適正な単価で積算するよう注意されたい。

(3) その他積算に当たり注意すべきもの

積算について次のような事例が見受けられたので注意されたい。

ア 「一社駅の施設改良工事（建築関係分）」において、現場管理費基準額に誤った現場管理費率を乗じて現場管理費を積算していたため、その費用が過小となっていた。

イ 「浄心駅のバリアフリー整備工事（建築関係分）」において、一部の手摺の費用を誤った数量で積算していたため、その費用が過大となっていた。

2 その他

(1) 作業時間の基準について検討すべきもの

労務単価表では、夜間作業3種類と昼間作業の計4種類の作業時間及びそれに応じた労務単価を定めている。しかし、電気設備工事積算指針には作業区域ごとに適用する作業時間を記載しておらず、また、設計図書においても明示していない。このことから、軌道敷内の配線作業等の積算において、単価の適用に相違が見られた。したがって、作業時間の基準について積算指針に作業区域ごとに適用する作業時間を明確に記載し、設計図書においても明示するよう検討されたい。

(2) 監督員指定について注意又は改善すべきもの

名古屋市交通局契約規程では、主管課長が指定した職員が契約の履行の監督を行うこととしているが、設計等の業務委託契約で、一部の課公所において監督員の指定の手続きを行っていない。工事請負契約と同様に指定簿による決裁を経て監督員の指定を行うなど、業務委託契約の監督員指定について手続きを改善されたい。また、一部の公所で、公所職員を監督員とする指定の決裁を主管課長ではなく、公所長が行っていたので注意されたい。

(3) 改修工事の共通仮設費率について検討すべきもの

改修工事の現場内で材料等を垂直運搬する費用について、建築工事積算基準では、その費用は共通仮設費率に含まれている。一方、建築工事積算ガイドブックでは、その費用は小運搬として直接工事費で計上するとしている。したがって、材料等を垂直運搬する費用が重複するため、改修工事の共通仮設費率から垂直運搬する費用分を控除するなど、積算基準等の見直しを検討されたい。

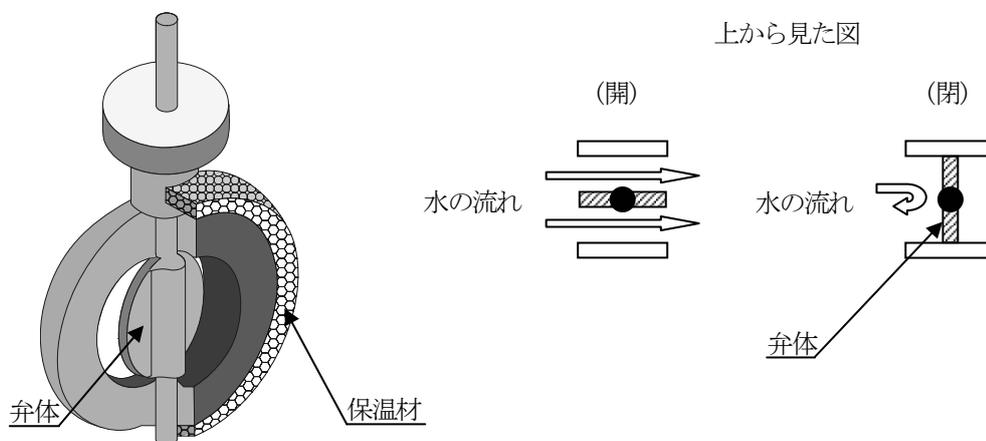
(4) バタフライ弁の保温の単価について注意又は検討すべきもの

「上前津駅冷凍機更新工事」において、新設バタフライ弁に保温材を巻く費用と既設バタフライ弁の保温材を撤去する費用を、設備工事標準単価表の単価を用いて積算していた。この単価の根拠となる国土交通省の公共建築工事積算基準では、弁類保温の歩掛りをバタフライ弁に適用する場合は労務費を50%とするとしている。しかし、標準単価表の単価は労務費を50%としていない単価であり、バタフライ弁には適用できないものであるにもかかわらず、誤ってバタフライ弁に適用して積算していたため、その費用が過大となっていた。積算基準に基づき適正な単価で積算するよう注意されたい。

また、標準単価表にバタフライ弁に適用する単価の記載がないことから、このような誤りが生じているため、その単価を記載するなど標準単価表の見直しを検討されたい。

(注) バタフライ弁

弁体が90度回転して水量を調節する弁



- 1 監 査 種 別 定期監査（工事監査）及び行政監査
- 2 監 査 対 象 市民経済局
財政局契約部（市民経済局関連事務に限る。）
- 3 監 査 期 間 平成18年4月12日から
平成18年9月 8日まで
- 4 監 査 結 果

第1 監査結果の概要

1 監査の概要

今回の監査では、市民経済局及び財政局契約部における平成17年4月1日から平成18年3月31日までに完成した工事及び平成18年3月31日現在施工中の工事218件のうちから抽出した21件、並びに調査・設計及び保守管理委託95件のうちから抽出した8件について、それぞれ工事の設計・積算・施工・検査及び委託業務などが適正に執行されているかどうかについて、書類審査及び現地調査を行った。

監査の結果、一部に注意又は改善を要する事例が見受けられた。今後の事務執行に当たっては、これらの点に留意するとともに、改善を要するものについては、その措置を講じられたい。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

2 指摘事項の要点

(1) 設計について

分電盤設置工事における接地線について改善すべきものなど2件

(2) 積算について

高所作業用昇降機の賃貸費用の積算に当たり注意すべきもの

(3) 施工について

フロンの回収、破壊処理に関する報告書の受理に当たり注意すべきもの

(4) 施設の維持管理について

絶縁抵抗値を省令に適合するよう改善すべきもの

(5) その他

提出書類の受理に当たり注意すべきものなど3件

第2 指 摘 事 項

1 設計について

(1) 分電盤設置工事における接地線について改善すべきもの

「中央卸売市場本場青果仲卸棟分電盤設置工事」において、低温加工施設を設置するために、青果仲卸棟2階に分電盤を設置することとしていた。変電室の配電盤から新設分電盤まで敷設する接地線（アース線）の太さの選定に当たり、配電盤の既設遮断器の定格電流が200アンペアであり、その場合、国土交通省の公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）では接地線の太さは14平方ミリメートル以上としている。しかし、設計では8平方ミリメートルの接地線としており、施工においても8平方ミリメートルの接地線を敷設していた。標準仕様書に適合するよう改善されたい。

(2) 陥没箇所の復旧工事の設計に当たり注意すべきもの

「名古屋市中小企業振興会館駐車場陥没復旧工事」において、陥没箇所を含めて周囲全体を掘削し、碎石で埋め戻すこととしていたが、掘削の深さが6mあるにもかかわらず、設計において掘削面の崩壊に対する安全策を考慮していなかった。また、施工においても安全策を講じていなかった。災害防止の面から、建設工事公衆災害防止対策要綱などに準拠し、工事の安全策を講じるよう注意されたい。

2 積算について

高所作業用昇降機の賃貸費用の積算に当たり注意すべきもの

「北部市場中央監視室運転管理委託」において、ランプ交換等の作業のために委託仕様書で高所作業用昇降機を配備することとしていた。その賃貸費用の計上に当たり、建設物価に記載されている高所作業用昇降機の賃貸料金及び割引率を使用して積算していたが、誤った賃貸料金及び割引率で積算していたため、その費用が過大となっていた。適正に積算するよう注意されたい。

3 施工について

フロンの回収、破壊処理に関する報告書の受理に当たり注意すべきもの

「中央卸売市場本場関連業務棟設備制御室空調機取替その他工事」において、空調機の取り替え及び整備に伴い、既設機器内のフロンの回収、破壊処理を行っていた。本工事の特記仕様書では、第一種フロン類回収業者登録通知書のコピー等を添付したフロンの回収、破壊処理に関する報告書を提出することとしているにもかかわらず、その報告書を受理していなかった。特記仕様書に基づき適切に報告書を受理するよう注意されたい。

4 施設の維持管理について

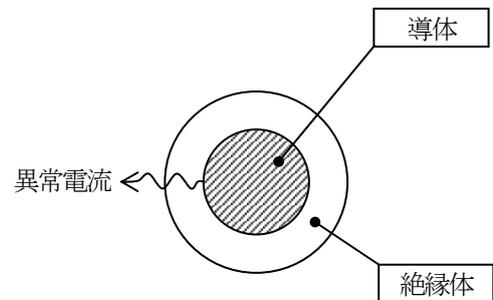
絶縁抵抗値を省令に適合するよう改善すべきもの

高畑市場及び工業研究所で、保安規程に基づく自家用電気工作物の点検業務を委託していた。この委託で提出された報告書で、配線等の絶縁抵抗値が「電気設備に関する技術基準を定める省令」の数値を下回るとの指摘があったにもかかわらず、改修などの対策を行っていなかった。配線等の絶縁抵抗値を省令に適合するよう改善されたい。また、その他に、分電盤を固定していないなどの指摘に対しても対策を行っていないものが見受けられたので、あわせて改善されたい。

(注) 絶縁抵抗値

絶縁抵抗値とは、絶縁体での電流の流れにくさの値である。

何らかの要因で絶縁不良が生じてこの値が下がると、外部に異常電流が流れて感電や発火等の危険性が高まる。



5 その他

(1) 提出書類の受理に当たり注意すべきもの

名古屋市工事請負契約約款及び業務委託契約約款で定めている工事工程表等の提出書類を受理していないものが見受けられた。契約約款に基づき適切に書類を受理するよう注意されたい。

(2) 監督員及び検査員の指定に当たり注意すべきもの

工事請負契約及び業務委託契約において名古屋市契約規則では監督員及び検査員を指定することとしているが、その指定を書面で行っていないものが見受けられた。監督員及び検査員の指定に当たっては書面により適切に行うよう注意されたい。

(3) 特定建設資材廃棄物の再資源化等に係る報告の書面の受理に当たり注意すべきもの

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」では、対象建設工事の元請業者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、その旨を発注者に書面で報告しなければならないと定めている。しかし、この法律の対象建設工事である「名古屋城西之丸舗装工事」始め2件の工事において、その報告の書面を受理していなかった。法律に基づき適切に報告の書面を受理するよう注意されたい。

- 1 監査種別 出資団体監査

- 2 監査対象 財団法人名古屋市体育協会
(事務所所在地：南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16)
(当該団体の事業に係る所管局の事務を含む)

- 3 監査期間 平成18年3月16日から
平成18年8月 4日まで

- 4 監査結果

(財団法人名古屋市体育協会分)

第1 監査結果の概要

教育委員会所管の出資団体である財団法人名古屋市体育協会（以下「体育協会」という。）について、地方自治法第199条第7項の規定に基づき出納その他の事務の監査を実施した。

今回の監査は、体育協会の事業運営は出資目的に沿って適正に行われているか、経理処理は適切か、財務諸表は基礎となる諸帳簿に基づいて適正に作成されているかなどについて、主として平成17年度（平成17年4月1日～平成18年3月31日）の事務について調査した。

監査の結果、経理事務等において、一部に注意、検討又は改善を要する事例が見受けられた。今後の事業執行に当たっては、これらの点に留意されたい。

(注) 文中では、万円未満の端数を切り捨て、表中では、千円未満の端数を切り捨て、比率は小数点以下第2位を四捨五入した。

第2 事業の概要

1 概況

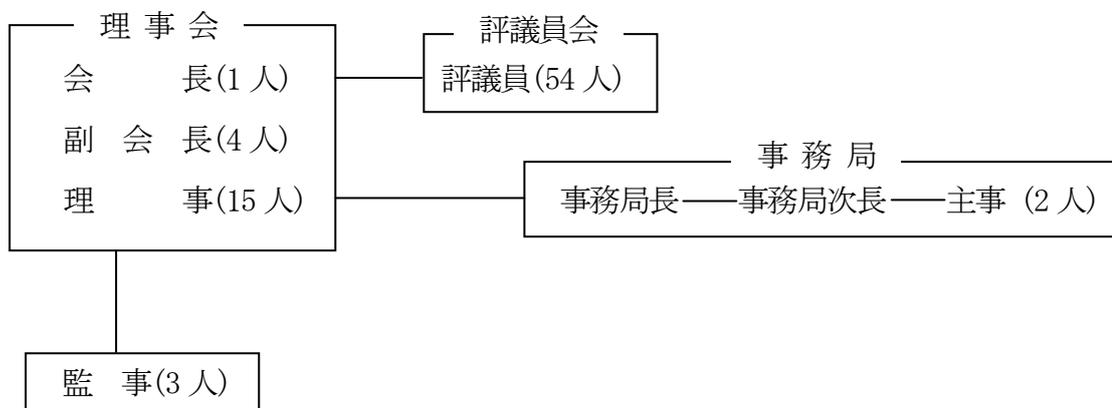
体育協会は、任意団体として活動していた名古屋市体育協会を、その組織と財政基盤の確立を図るため法人化し、アマチュアスポーツの普及振興と市民のスポーツへの関心を高める事業を行い、もって市民の心身の健全な発達に寄与することを目的として、昭和56年10月に本市の全額出捐により基本財産3,000万円をもって設立された。その後、寄附金を基本財産に組み入れ、平成17年度末の基本財産は、6,000万円となっている。

主な事業内容は、①スポーツ大会及び講習会の開催と協力、②市民の健康増進、体力づくり等に関する事業の実施と協力、③体育・スポーツの指導者・審判員の養成及び派遣事業、④体育・スポーツ競技者の競技力強化、資質の向上事業、⑤体育・スポーツに関する調査・研究及び啓発・広報事業、⑥体育・スポーツ功労者の表彰、⑦加盟団体相互の連携と育成強化、⑧体育・スポーツに関する名古屋市への施策への協力等である。

これらの事業を運営するため、理事会、評議員会及び事務局が置かれ、職員数は4人である。体育協会の機構及び職員配置状況は、第1表に示すとおりである。

第1表 機構図

(平成18年3月31日現在)



2 事業状況

(1) 主催事業

第47回市民スポーツ祭、第21回2005名古屋シティマラソンなどの各種大会の開催及び体育功労者表彰を行っている。

(2) 各種補助事業

本市との共同実施により、各種競技団体が主催・主管するジュニア競技力向上事業及び審判員・指導者養成事業について、第2表のとおり、競技力向上事業実施競技団体に対して補助金を交付している。

第2表 競技力向上事業の実施状況

事業名	事業実施 競技団体	参加者数、審判 員等受講者数	補助金額
	団体	人	千円
ジュニア競技力向上事業	33	2,486	12,563
審判員・指導者養成事業	30	1,272	3,239

また、本市との共同実施により、生涯スポーツ団体が市民を対象に実施するスポーツ・レクリエーション事業について、事業実施生涯スポーツ団体に対して補助金を交付している（10団体）。

(3) その他

機関誌「なごやのスポーツ」の発行（3回）、各種スポーツ大会への後援、スポーツ少年団関係業務等を実施している。

3 決算状況

体育協会の平成17年度の収支計算書及び貸借対照表は、第3表及び第4表に示すとおりである。

第3表 収支計算書

平成17年4月1日～平成18年3月31日

科 目		決 算 額
収 入 の 部		千円
	基本財産運用収入	707
	基本財産利息収入	707
	会費収入	5,228
	加盟団体会費収入	3,528
	賛助会員会費収入	1,700
	補助金等収入	68,339
	地方公共団体補助金収入	51,894
	事業受託収入	15,245
	民間助成金収入	1,200
	負担金収入	23,363
	寄附金収入	—
	雑収入	179
	受取利息	0
	雑収入	179
当期収入合計		97,816
前期繰越収支差額		3,932
収入合計		101,748
支 出 の 部	事業費	38,507
	大会費	17,068
	強化費	16,729
	奨励費	3,247
	普及育成費	—
	専門委員会費	98
	広報費	1,364
	管理費	58,838
	会議費	326
	事務局費	51,894
	負担金	6,617
	特定預金支出	—
予備費	—	
当期支出合計		97,345
当期収支差額		470
次期繰越収支差額		4,402

第4表 貸借対照表

平成18年3月31日現在

科 目	金 額		
	千円	千円	千円
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	9,186		
未収金	787		
流動資産合計		9,973	
2 固定資産			
基本財産			
投資有価証券	59,982		
定期預金	18		
基本財産合計	60,000		
その他の固定資産			
什器備品(体協旗)	663		
什器備品減価償却累計額	△ 596		
退職給与引当預金	8,755		
減価償却引当預金	596		
その他の固定資産合計	9,418		
固定資産合計		69,418	
資産合計			79,392
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	4,863		
預り金	707		
流動負債合計		5,570	
2 固定負債			
退職給与引当金	8,755		
固定負債合計		8,755	
負債合計			14,326
III 正味財産の部			
正味財産			65,066
(うち基本財産)			(60,000)
(うち当期正味財産増加額)			(470)
負債及び正味財産合計			79,392

第3 指摘事項

1 光熱水費の負担について改善すべきもの

体育協会は、総合体育館（スポーツ振興会館）の一部を本市から行政財産の目的外使用許可を受けて、事務所として使用している。

スポーツ振興会館に係るすべての光熱水費は、本市から総合体育館の管理を受託している団体（以下「受託団体」という。）が管理委託料から一括して支払い、体育協会は、光熱水費の負担をしていなかった。

この取扱いについては、所管課、受託団体及び体育協会で合意されていたが、本市公有財産規則は、使用物件の使用に伴う光熱水費は、使用者に負担させるものとしていること、また、体育協会の使用に係る光熱水費は、スポーツ振興会館の管理に要する費用とは性格が異なることから、体育協会において負担するよう改善されたい。

2 競技力向上事業に対する補助について注意すべきもの

体育協会は、同協会に加盟している競技団体が行う競技力向上事業（ジュニア競技力向上事業及び審判員・指導者養成事業）に対する補助金の交付手続等について要綱を定め、競技団体に補助金の交付を行っている。また、補助金の交付対象となる事業の実施基準等については、事業別に補助要項において定められている。

(1) 審判員・指導者養成事業に対する補助について注意すべきもの

補助要項は、競技団体が実施する事業の実施時間数、参加者数などの基準を定めているが、基準を満たさない場合でも、特別の事情がある競技団体に対しては、例外を認めている。

この事務について調査したところ、基準を満たしていないものの、特別の事情がある競技団体として補助金を交付している事例が見受けられたが、どのような理由をもって特別の事情を認めたのか不明確であった。

特別の事情を認める場合の理由を明確にするよう注意されたい。

(2) 事業実績報告書の提出について注意すべきもの

競技団体からの事業実績報告書等の提出について、要綱に定める期限から大幅に遅れている事例が見受けられたので、期限内提出の徹底を図りたい。

3 生涯スポーツ団体事業補助について注意すべきもの

体育協会は、生涯スポーツ団体に対し、スポーツ・レクリエーション事業に要する経費を補助しており、要綱で補助金の交付手続等について定めている。

要綱上の補助金交付手続は、交付決定通知書を送付した後、補助金を交付しているが、実際には、交付決定通知書を送付する前に、補助金を交付していたので、要綱に定められた手続により事務処理を行うよう注意されたい。

4 競技団体主催大会等への奨励補助事業について検討すべきもの

体育協会は、各競技団体が主催する大会に対し、補助金の交付及び大会優勝者への楯・トロフィーの交付などの奨励補助事業を行っている。

この事務について調査したところ、補助対象基準や交付申請手続等について明文化されておらず、不明確な状況となっていたので、他の補助事業と同様に、明文化するよう検討されたい。

5 資産の総額の変更登記について注意すべきもの

民法は、法人の登記事項に変更を生じたときは変更の登記をしなければならぬと定めている。資産の総額は登記事項とされており、国の通達により、資産の総額は正味財産の額であるとされている。

平成 16 年度決算における体育協会の正味財産の額は 6,459 万円であるが、登記上の資産の総額は基本財産の額である 6,000 万円のままであり、変更登記がなされていないので注意されたい。

6 その他事務処理上注意すべきもの

- (1) 本市からの補助金について、収入科目を負担金収入としているもの
- (2) 請書において、延滞金の利率を誤っているもの

なお、体育協会の平成15年度から平成17年度までの支出額等の推移を見ると、固定的な経費である管理費が事業費よりも大きくなっており、管理費率（管理費の総支出額に占める割合）は、平成16年度から5割を超えている。

管理費率が5割を超えることのみをもって、体育協会の事業運営の良否を即断することはできないものの、事業費が逡減傾向にあることは、事業活動が制約を受け、体育協会の設立目的が十分に発揮されないおそれも懸念される場所である。

体育協会においては、嘱託職員の削減など、経費の抑制に努めている場所であるが、賛助会費、広告料などの自主財源の確保及び管理費の削減を図ることにより、事業費を安定的に確保し、その活動の充実に努められたい。

支出額等の推移（平成15年度～平成17年度）

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	千円	千円	千円
事業費（A）	60,947	40,422	38,507
管理費（B）	58,142	58,024	58,838
次期繰越収支差額（C）	2,815	3,932	4,402
総支出額（D=A+B+C）	121,905	102,379	101,748
管理費率（B/D×100）	47.7%	56.7%	57.8%

(教育委員会関係分)

第1 監査結果の概要

1 概況

今回の監査は、体育協会に対する出資団体監査に併せて、教育委員会所管の事務のうち体育協会に対する事務について実施した。

2 関係書類

監査において調査した関係書類は次のとおりである。

起 案 文 書 名	金 額	起 案 担当課
平成17年度財団法人名古屋市体育協会に対する補助金の 交付について	千円 53,618	スポーツ 振興課
同 精算について	△ 1,723	
平成17年度愛知県体育協会負担金にかかる補助金の交付 について	6,575	
補 助 金 の 計	58,469	
平成17年度「競技力向上事業に関する協定書」について	16,044	スポーツ 振興課
同 精算について	△ 242	
平成17年度生涯スポーツ団体実施事業補助に対する負担 金の交付について	237	
同 精算について	—	
平成17年度地域体育協会事業補助に対する負担金の交付 について	749	
負 担 金 の 計	16,788	
「第47回市民スポーツ祭協議運営等委託契約書」の締結 について	13,616	スポーツ 振興課
同 精算について	△ 421	
第47回市民スポーツ祭グラウンド・ゴルフ大会協議運営 等委託料	252	
委 託 料 の 計	13,446	

第2 指摘事項

1 光熱水費の負担について改善すべきもの

本市は、行政財産の目的外使用許可により総合体育館（スポーツ振興会館）の一部を体育協会の事務所として使用させている。

スポーツ振興会館に係るすべての光熱水費は、本市から総合体育館の管理を受託している団体（以下「受託団体」という。）が管理委託料から一括して支払い、体育協会は、光熱水費の負担をしていなかった。

この取扱いについては、所管課、受託団体及び体育協会で合意されていたが、本市公有財産規則は、使用物件の使用に伴う光熱水費は、使用者に負担させるものとしていること、また、体育協会の使用に係る光熱水費は、スポーツ振興会館の管理に要する費用とは性格が異なることから、体育協会において負担させるよう改善されたい。

- 1 監 査 種 別 公の施設の管理受託団体監査
- 2 監 査 対 象 財団法人名古屋市千種母子福祉協会
(事務所所在地：名東区にじが丘3丁目17番地)
(当該団体の事業に係る所管局の事務を含む)
- 3 監 査 期 間 平成18年3月16日から
平成18年8月24日まで
- 4 監 査 結 果

(財団法人名古屋市千種母子福祉協会分)

第1 監査結果の概要

子ども青少年局所管の公の施設の管理受託団体である財団法人名古屋市千種母子福祉協会（以下「母子福祉協会」という。）について、地方自治法第199条第7項の規定に基づき出納その他の事務の監査を実施した。

平成17年度において、本市は、母子福祉協会に対して名古屋市にじが丘荘（以下「にじが丘荘」という。）の管理委託料6,706万円を支出している。

今回の監査は、公の施設に係る管理運営は受託契約に沿って適正に行われているか、経理処理は適切か、財務諸表は基礎となる諸帳簿に基づいて適正に作成されているかなどについて、主として平成17年度（平成17年4月1日～平成18年3月31日）の事務について調査した。

監査の結果、経理事務等において、一部に注意を要する事例が見受けられた。今後の事業執行に当たっては、これらの点に留意されたい。

(注) 文中では、万円未満の端数を切り捨て、表中では、千円未満の端数を切り捨てた。

第2 事業の概要

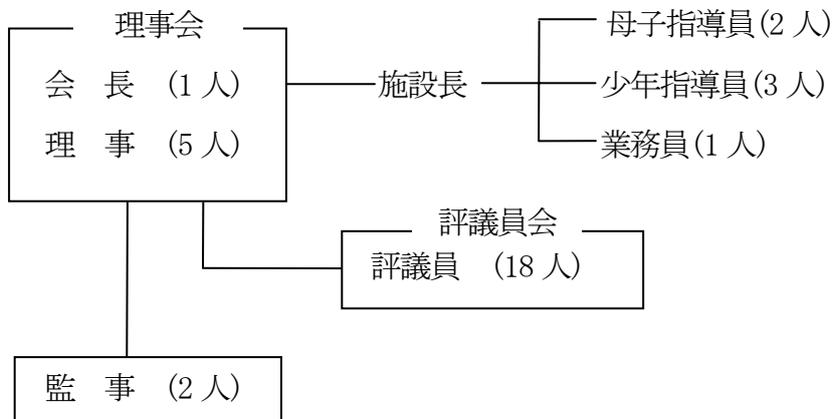
1 概況

母子福祉協会は、昭和30年1月に開設された名古屋市千種母子寮（以下「千種母子寮」という。）の管理を受託していた地域の福祉関係者が中心となり、困窮している母子等を保護するとともに自立更生できるよう援助することを目的として、昭和31年5月に設立された。母子福祉協会は、設立当初から千種母子寮の管理を受託し、昭和46年に現在のにじが丘荘へ施設が移転した後も引き続き管理を受託している。主な事業内容は、にじが丘荘の受託経営であり、その基本財産は50万円である。

母子福祉協会の機構及び職員配置状況は、第1表に示すとおりである。

第1表 機構図

(平成18年3月31日現在)



2 事業状況

(1) にじが丘荘の管理

母子生活支援施設にじが丘荘の管理業務を本市から受託し、困窮した状況にある母子等を施設に入所させ、入所者への生活支援及び自立支援を行っている。平成18年3月31日現在の入所状況は第2表のとおりである。

第2表 入所状況

居室数	34室
入所数	33室

※ 35室ある居室のうち、病時保育用として1室確保しているため、入居可能な居室は34室である。

(2) 就労支援

公共職業安定所や事業主等から収集した就労情報を入所者へ提供するなど、母子の生活基盤の安定化を図る支援を行っている。

(3) 子育て支援

病時保育、早朝・夜間保育、休日保育等の保育支援のほか、季節の行事、学習指導、集団遊びを実施するなど、子どもの健全育成のための支援を行っている。

(4) 自立支援

公営住宅等への入居支援や各種相談業務を実施するなど、母子が自立するための支援を行っている。

3 決算状況

母子福祉協会は、施設の管理運営に係る施設会計、本部会計等に区分して経理されており、各会計の平成17年度の収入及び支出決算額は、第4表に示すとおりである。

第4表 会計別収支状況

会計	当期収入 決算額	当期支出 決算額	当期収支差額
	千円	千円	千円
施設会計	69,093	69,093	0
本部会計等	765	757	8
合計	69,859	69,851	8

第3 管理委託料の支出

平成17年度において、本市は母子福祉協会に対して管理委託料6,706万円を支出している。平成17年度の施設会計の決算状況は第5表に示すとおりである。

第5表 施設会計収支計算書

収入の部		支出の部	
科目	決算額	科目	決算額
	千円		千円
措置費収入	67,067	事務費支出	61,830
利用者負担金収入	1,410	事業費支出	7,263
雑収入	615		
収入合計	69,093	支出合計	69,093

第4 指摘事項

1 委託備品の事務手続について注意すべきもの

にじが丘荘の管理委託料で取得した備品（以下「委託備品」という。）の管理手続については、契約書に添付された事務取扱要領において定められている。母子福祉協会における委託備品について調査したところ、本市への報告及び物品関係内訳書への登載が行われていない事例が見受けられたので注意されたい。

2 契約事務について注意すべきもの

(1) 契約書について注意すべきもの

母子福祉協会が委託契約した工事の契約書において、契約金額が誤って記載されていたので、契約書の内容確認を徹底するよう注意されたい。

(2) 請書等の徴取について注意すべきもの

母子福祉協会の経理規程は、契約書の作成を省略することができる100万円を超えない契約について、特に軽微な契約を除き請書等を徴するものと定めている。母子福祉協会における契約について調査したところ、請書等を徴取していない事例が見受けられたので注意されたい。

3 小口現金の取扱いについて注意すべきもの

母子福祉協会では、小口現金による支払いをする場合は、予め購入伺いにより決裁を受けることとしているが、事前に決裁を受けていない事例が見受けられたので注意されたい。

(子ども青少年局関係分)

第1 監査結果の概要

1 概況

今回の監査は、母子福祉協会に対する公の施設の管理受託団体監査に併せて、子ども青少年局所管の事務のうち母子福祉協会に対する事務について実施した。

2 関係書類

監査において調査した関係書類は次のとおりである。

起 案 文 書 名	金 額	起案担当課
平成17年度名古屋市にじが丘荘の管理委託について	千円 68,024	子ども育成課
同 精算について	△ 956	
委 託 料 の 計	67,067	

第2 指摘事項

特になし

- 1 監 査 種 別 公の施設の指定管理者の監査
- 2 監 査 対 象 株式会社愛知スイミング
株式会社サンアメニティ
シンコースポーツ株式会社
株式会社JPN（以上五十音順）
- 3 監 査 期 間 平成18年 4月 7日から
平成18年 8月 4日まで
- 4 監 査 結 果

第1 監査結果の概要

教育委員会事務局所管の公の施設の指定管理者である、株式会社愛知スイミング、株式会社サンアメニティ、シンコースポーツ株式会社及び株式会社JPNについて、地方自治法第199条第7項の規定に基づき公の施設の管理に係る出納その他の事務に関し、協定書、報告書等により調査し、監査を実施した。

監査の結果、事務事業は協定書に沿って適正に執行されているものと認められた。

第2 事業の概要

公の施設の管理

平成17年度における、指定管理者名、施設名及び入場者数は次表のとおりである。

指 定 管 理 者 名	施 設 名	⑰入場者数(人)
株式会社愛知スイミング	楠プール	6,556
株式会社サンアメニティ	稲葉地プール	7,755
	港プール	19,990
	守山プール	11,612
シンコースポーツ株式会社	中川プール	7,063
株式会社JPN	名東プール	11,324
	山田プール	11,953

第3 指定管理料の支出

公の施設の指定管理料

平成17年度において、本市が上記の指定管理者に対し支出した指定管理料は下表のとおりである。

指 定 管 理 者 名	⑰指定管理料(千円)	指 定 期 間
株式会社愛知スイミング	8,623	平成17年度～平成18年度
株式会社サンアメニティ	40,379	同上
シンコースポーツ株式会社	10,300	同上
株式会社JPN	22,974	同上

第4 指摘事項

特になし

公 告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第22条第5項の規定に基づき名古屋市農業委員会農地部会を開催するので、次のとおり公告する。

平成18年 9月15日

名古屋市農業委員会農地部会長 荒 木 輝 昌

1 開催日時

平成18年 9月20日（水） 午後 2時

2 場所

名古屋市役所西庁舎 12階 第18会議室

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

3 議案

第55号議案 農地法第3条の規定による所有権移転申請書の審議について

第56号議案 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について

(所有権移転)

第57号議案 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について

(使用貸借権設定)

第58号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第59号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第60号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について

第61号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について

第62号議案 農地の競売に対する買受適格証明願承認について（委員会処分）

第63号議案 農業振興地域整備計画変更に係る意見聴取について